

墨田区のお知らせ2011.6.11

すみだ

発行：広報広聴担当 ☎5608-6222(直通) 〒130-8640 墨田区吾妻橋一丁目23番20号

2つの矩形が寄り添うシンボルは、
墨田区在住・在勤者、企業やNPOなどと、
区および区職員との協働・協治を表すものです。

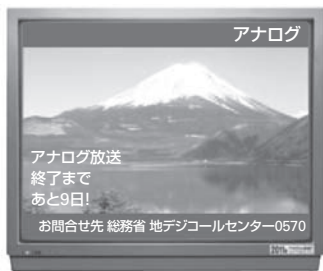
地上デジタル放送 特集号

<http://www.city.sumida.lg.jp/>

あなたのお宅は、大丈夫ですか？ アナログテレビ放送は7月24日から見られなくなります

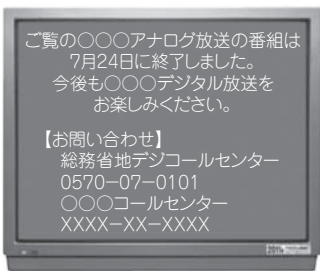
【アナログテレビ放送終了までの画像イメージ】（実際の放送画面については別途検討されます。）

7月1日以降



通常番組の画面上に終了日までのカウントダウン等を表示します。定期的に、お知らせ画面が短時間表示されます。

7月24日正午以降



7月24日正午から、お知らせ画面を表示します。24時までに停波します。

停波後



停波後は、映りません。



7月24日に、アナログテレビ放送が終了し、地上デジタル(地デジ)放送に完全移行します。まだ地デジの準備がお済みでない方は、テレビ放送が見られなくなりますので、早めの受信準備をお願いします。

また、ご近所の皆さんや身近な方と、ぜひ、「地デジの準備は、もう済んだ？」などと、お声を掛け合ってください。準備がお済みでない方がいらした場合は、地デジ相談窓口をご紹介します。

地デジの準備はお早めに！

● ● ご覧になっているテレビの画面右上に「アナログ」と表示されている場合は…

各ご家庭で地デジの受信準備が必要です。

地デジへの完全移行日が近づくと、アンテナや機器の設置工事などが混み合うことが予想されますので、早めの準備をお勧めします。

● ● 地デジを見るためには…

大きく分けると、「家の外の準備」と「家の中の準備」の両方が必要です。

「家の外の準備」には、UHF アンテナを設置する(簡易アンテナで受信可能な場合も含む)方法、または、ケーブルテレビ(光を含む)へ加入する方法があります。

また、「家の中の準備」には、地デジ対応型テレビを購入する方法、または、現在お使いのアナログテレビに地デジチューナー等を取り付ける方法があります。

なお、国では、経済的に困りの方を対象として、簡易な地デジ対応チューナーを給付する支援などを行っています。詳しくは裏面をご覧ください。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6222



地デジのことで分からないことは？

相談窓口をご利用ください

区民の皆さんが地デジの受信準備を円滑に行えるよう、区役所1階に相談窓口を開設しています。また、7月10日(日)・24日(日)にも相談窓口を開設します。

地デジに関する疑問に対して、専門の相談員が、きめ細かくお答えします。地デジに関することなら何でも、無料でご相談いただけます。

さらに、キラキラ会館でも臨時相談窓口を開設しますので、ぜひ、この機会にご利用ください。

【問合せ】広報広聴担当 ☎5608-6222

地デジ相談窓口

区役所1階
☎5608-1307 * 電話による相談もお受けします。

開設時間

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)

7月10日・24日の日曜日にも窓口を開設します * 午前10時～午後4時



昨年7月に行われた地デジイベントでの相談会の様子

キラキラ会館に臨時相談窓口を開設

【とき】6月15日～8月24日の月・水・土曜日
午前10時～午後4時(祝日を除く)

【ところ】京島第二集会所(キラキラ会館)(京島3-52-8)

【申込み】当日直接会場へ

お近くにお住まいの方など
お気軽にご利用ください

ご利用ください！各種支援策の相談窓口

地デジ用簡易チューナーを 無償で給付します



■ NHK 受信料が全額免除されている世帯の方へ

生活保護世帯、障害者がある世帯で、全員が住民税非課税の措置を受けている世帯、社会福祉事業施設に入所してテレビを持ち込んでいて、NHK 受信料が全額免除されている世帯に、地デジ用簡易チューナーを1台、無償で給付します。

【申請に必要な書類】

NHK 受信料全額免除証明書

【申請期限】

7月24日(日)まで

【問合せ】

地デジチューナー支援実施センター
☎0570-033840または☎044-969-5425 *受け付けは午前9時～午後9時(土・日曜日と祝日は午後6時まで)



地デジ用簡易チューナー

■世帯全員が特別区民税・都民税非課税の措置を受けている世帯の方へ

世帯全員が特別区民税・都民税非課税の措置を受けている世帯に、地デジ用簡易チューナーを1台、無償で給付します。

【申請に必要な書類】

世帯全員が記載されている住民票の写し、世帯全員の特別区民税・都民税非課税証明書

【申請期限】

7月24日(日)まで *書類審査に時間がかかるため、なるべく6月20日までに申し込みください。

【問合せ】

地デジチューナー支援実施センター
☎0570-023724または☎043-332-2525 *受け付けは午前9時～午後9時(土・日曜日と祝日は午後6時まで)



自宅にお伺いして ご相談に応じます

区では、高齢者のみの世帯や障害者がある世帯を対象に、ご自宅へ伺って地デジの説明や、機器の取付け・地デジのチャンネル設定等のお手伝いをしています。費用は無料ですので、お気軽にご利用ください。ただし、地デジ関連機器の提供は行いません。

【受付時間】

月曜日～金曜日の午前9時～午後5時(祝日を除く)



【問合せ】

地上デジタル放送相談窓口 ☎5608-1307

地デジ専用アンテナキットの貸出し



簡易アンテナでの地デジ受信を検討している方に、地デジの受信可否を判断する「地デジ専用アンテナキット」を無料で貸し出しています。

【問合せ】

地デジ専用アンテナキット事務局
☎3467-5256 *受け付けは平日の午前9時～午後6時



地デジ用簡易アンテナ

共同住宅のデジタル化対応への 助成金制度



共同住宅のオーナーまたは管理者が共聴施設の地デジ化をする際、1世帯当たりの経費が3万5000円を超える場合は、国から助成を受けることができます。この助成は、工事見積書等の取得時に申請してください。すでに終了した工事への助成は行いません。

【申請期限】

7月24日(日)まで *申請が予定数を超えたときは、期限前に受け付けを終了する場合があります。

【問合せ】

デジサポ助成金相談窓口 ☎0570-093-724または☎5623-3121
*受け付けは平日の午前9時～午後6時



■1世帯当たり助成額の例 *最大で2分の1の助成となります。

デジタル化に必要な1世帯あたりの経費	申請者負担額	助成額
3万5000円の場合	3万5000円	0円
5万円の場合	3万5000円	1万5000円
7万円の場合	3万5000円	3万5000円
10万円の場合	5万円	5万円

※1世帯当たりの経費が3万5000円以下の場合は助成制度の対象外です。

■対象者は？

- ▶ 65歳以上の高齢者のみの世帯
- ▶ 障害者がある世帯

■専門相談員が行うことは？

- ▶ 受信準備が済んでいるかの確認
- ▶ 準備方法の説明
- ▶ 簡易アンテナ・簡易チューナーを使っでの受信確認等
- ▶ 機器の取付け(取付けは、事前に専門相談員が受信確認をした“高齢者のみの世帯で住民税非課税の世帯”または“障害者がある世帯でNHK受信料が半額免除の世帯”のうち、機器をご自分で準備した場合のみ) *屋外へのアンテナ設置は対象外



地デジに関連した悪質商法にご注意ください

総務省やテレビ局、区の訪問事業の専門相談員等が、地デジに関連して費用を請求することは一切ありません。

地デジ受信のための“テレビ調査”やアンテナ工事等を口実に、総務省やテレビ局等の職員をかたって、不正に費用を請求したり、機器を売りつけようとする悪質な事例が発生しています。このような不審な請求や勧誘を受けた場合は、すぐに契約をしたり、お金を払ったりしないで、右記の相談先へご連絡ください。



【地デジに関連した悪質商法についての相談先】

- ▶ 総務省関東総合通信局 ☎6238-1944
*受け付けは月曜日～金曜日の午前9時～正午、午後1時～5時
- ▶ すみだ消費者センター相談室 ☎5608-1773
*受け付けは月曜日～土曜日の午前9時～午後4時半(祝日・年末年始を除く) *土曜日は電話相談のみ
- ▶ 本所警察署 ☎3634-0110
- ▶ 向島警察署 ☎3616-0110